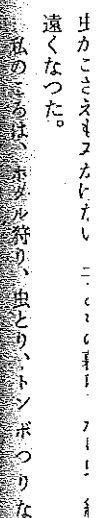


記載金高三万円以下のもの——二十円
同 十万円以下のもの——六十円。
同 五十万円以下のもの——二百円。



祝賀パーティ
(式の終了後)

行政書士法制定十五周年

2.

- 經過報告
譚く表彰受賞者

88

- 戸籍法について(2)
- 法人企業と表札

13

- 品位保持を具現化せよ
- 期待される行政書士

15

- 業務研修会を終えて

16

- 日誌・実行委員会
○ 会員の異動

31

- 行政書士の登録とまつ消



祝 辞

北海道知事 町 村 金 五

本日ここに行政書士法施行十五周年を記念して式典を挙行されるにあたりひとことお祝いのことを申し上げます。

昭和二十六年に時代の要請により住民の利益保護と正当なる行政書士の業務保障を目的とする行政書士法が公布制定され行政書士制度が確立されたのでありますが、各行政機関の能率的事務処理にあたり行政書士の皆さんの協力に負うところ極めて大きいものと信じております。

殊に近年に至りましては社会事情の複雑化に伴いまして、いわゆる窓口行政事務が繁雑多岐に亘る傾向にありますことは住民の利便のために憂慮に耐えないことでありますので行政の執務機関にありまします私どもといたしましては時代に即応した事務改善に創意工夫を凝らし行政事務の簡素化効率化に努めているところであります。

しかしながら絶えず進展する行政にあつて一般住民の不馴れから生ずる困惑等も予想されるところでありますので行政書士の皆さんが一般住民の良き助言者、補助者としてその果している役割は極めて重要なものと存するのであります。

行政書士は各種書士業の中核的存在でありまして、九十余年にも及ぶ歴史を有することをも考へ併せるとき行政書士の業務がいかに住民の日常生活に密接な関係をもつて今日に至っているかを知ら得ることができるのであります。

行政書士法が施行されてから十五周年を迎えるに至つたのでありますが、この間昭和三十五年には行政書士会の組織統一と、協力融和の必要性から行政書士法の一部改正が行なわれ、更には行政書士の品位の維持と業務の改善進歩が図られて行政書士が十分にその実を挙げることが期待されているところであります。

今日のこの記念すべき日にあたり改めて行政書士のおかれている社会的立場を再認識されまして相協力し研鑽に努められ文字通り「公正にして親切丁寧且つ誠実」をモットーとして業務に精励されますよう心から期待してやみません。

最後には行政書士各位の目録のこの努力に對し敬意を表するとともに本会が益々発展されるより何ぞ

行政書士法制定十五周年記念大会

日時 昭和四十年十月十三日午前十一時
会場 札幌市・北海道自治会館五階ホール
出席会員七八名

(会員支部別出席数)

札幌三一、函館四、小樽四、空知一四、旭川八、留
萌二、網走三、室蘭三、日高五、十勝三、釧路一
来賓 北海道総務部地方課小野主事殿
日本行政書士会連合会清丸会長殿

開 会 午前十一時一同着席
開会の辞

司会者 佐藤副会長開会を宣す

会長挨拶

渡辺会長の挨拶の大意

全会員参集の機会を与えよという予てからの要望に
応えて本大会を計画したこと、討議のテーマは特に定
めず自由に行政書士関係の諸問題について討議を願
い今後の会運営に反映して行きたい。

議長挨拶

森口松太郎氏推されて大会議長の席につき大要次の
就任挨拶。

人は十五といえは昔は元服、今は中学生で發育盛り
であること、行政書士も十五の年を迎えて愈々進展す
べきときであること、記念大会に当り会また業界発展
のため真剣な討議を願いたい。

大会宣言

別項掲載の大会宣言文を喜多十勝支部長朗読、会場
の隅々までもおる氏の力強い朗読に万場の拍手が湧
いた。

討議

司会者は来賓を紹介した後討議内容三項について説
明し討議に入る。

1 行政書士制度の在り方について

① 行政書士の中に代行政等の看板を掲示している者



があるがその可否。

② 行政書士の資格で法人組織は出来ないと思うがそ
の能否。

③ 会社と個人の契約によつて行政書士業務を行なう

行政書士法制定十五周年記念式典

北海道行政書士会



ことは許されるか否か。
等に論議が集中したが、これらに関し小野主事より
左記説明を頂いた。

行政書士の資格はあくまで個人に与えられたも
の、数人共同の場合も個人名で処理せねばならない
こと。

看板については、規定のものを掲示しなければな
らないが、また任意の名称を用いた看板掲示も別段
違法ではないこと。しかし、これを規定の看板に替
えることは出来ないこと。

会社と特殊方法で書士の業務をすることは違法で
はないと思うこと。

④ 行政書士制度の存廃について

連合会長は説明を求められ

臨時行政調査会答申の件で行政書士制度が問題に
なっているが、連合会としては行政書士の必要性を
強調していること。教育の進展により代行政制度を
廃止して自由業にした方がよいとの強力な意見もあ
ること。

社会の進展に遅れないよう業務能力の向上に努め
一致協力、組織の強化に邁進したい。

そして更に

裁判所、検察庁、法務局等へ提出する書類作成の成は
司法書士法違反になるので会員は遠慮してほしい。
安全協会や陸運協会、食品衛生協会等の行政書士業
務代行は明らかに違反である。資格者は積極的に業
務を吸収していくべきである。
と助言を与えられた。

2 会の運営業務の在り方

① 嘱託のとき料金が下廻るのではないか。

この懸念に対し連合会長は……
嘱託ということは使用人ではない。業務を引受け

日本行政書士会連合会に対する要望書

関係官庁に対し行政書士制度を周知徹底させ将来類似行為をなす団体を消滅させるよう努力せられたい。

昭和四十年十月十三日

行政書士法制定十五周年記念
北海道行政書士会大会

宣言

行政書士法が施行せられて茲に十五周年、その間文化は日に月に進歩発展を続け、これに伴い社会生活並びに各個の人間関係は複雑多岐を極めつつある。

かかる現時の世態に処して、各種の法制に基づき、これを整理し、一般大衆の権利義務の保全及び履行等の行為を代行すべき職に任ずる行政書士の責任は誠に重大であることを痛感する。

この時に当り、我等は行政書士法の趣旨を体し、一段と業務執行上に於ける知識技能を錬磨修得するとともに、行政書士の職責を自覚し、品位の保持向上に努め、一般江湖の附託に応えんことを誓う。

右宣言する

昭和四十年十月十三日

行政書士法制定十五周年記念
北海道行政書士会大会

るということである。従つて料金は規定通り貰うべきである。

② 特定の団体と契約することは不当誘致にならないか。

この質問に対し
違反だ違反だといながら自分で業務を行なつていない現況を打破すべきでないか。現段階に於ける処理として囑託を認めるべきでないか。

と説明を与えられ、渡辺会長も同様の意を表明せられた。

③ その他、業務研修に関する有効な方法についての進言、会員の指導や行政書士制度廃止に対する反



対運動等についての要望等があった。

3 法令関係について

- ① 囑託制度について現在及び将来の在り方について質疑応答あり、次いで
- ② 連合会に対する要望書作成について提言があり右作成委員に議長より左記五氏が指名された。
中野(空知) 中林(旭川) 野崎(札幌)
佐々木(十勝) 永沼(旭川)
- ③ その他業域の問題について類似業者とのトップ会談の要望、不動産登記簿謄抄本の交付申請書作成についての質疑等について質疑応答があった。

決議

一、我等は臨時行政調査会の答申実施に対し絶対反対の意志を表明しこれが排撃を期す

一、我等は職責の重大なるを自覚し業務の改善刷新を図り迅速正確切に事件を処理せんことを期す

一、我等は法の秩序と生活権擁護のため会員の団結を強固にし本会の組織を通じて非行政書士の防止を期す

右決議する

昭和四十年十月十三日

行政書士法制定十五周年記念
北海道行政書士会大会

行政書士法制定十五周年記念式典

記念式典実施を希望

記念式典実施の模様替えを済まし、午後二時半、来賓並びに会員一同着席し、記念式典は厳かに進んだ。輝く表彰受賞者に対して一同心から拍手を送つて祝福し、最後に北海道知事代理の首頭で万才を三唱、午後五時過ぎ盛會に終了し席を祝賀パーティに移した。

- 一 開会宣言 佐藤副会長
- 一 委員長挨拶 森口実行委員長
- 一 会長式辞 渡辺会長
- 一 経過報告 藤山副会長(別項)
- 一 表彰状の授与 北海道知事表彰(受賞者別項)
- 一 連合会会長表彰(〃)

大会決議並びに連合会に対する要望

別項記載の決議文を喜多章明氏読み上げ、全員拍手を送つてこれを採択

次いで

連合会に対する要望書(別項掲載)を成沢理事が朗読しこれを採択。これらの取り扱い執行部に一任となった。

閉会

森口議長から退任の挨拶があり、岸川副会長閉会を宣す(午後二時)



記念式典経過報告

一、昭和三十九年度支部長会

- 一 祝電披露 目黒義勝(網走) 殿
- 田口千代治(十勝) 殿
- 松田森蔵(旭川) 殿
- 釧路支部 殿
- 一 受賞者代表謝辞 喜多十勝支部長
- 一万才三唱
- 一 閉会の辞 森口実行委員長

二、記念式典実施を希望

第四回定時総会後、まもなく当面する法制定十五周年の記念行事について、しばしば常任理事会の話題に上った。

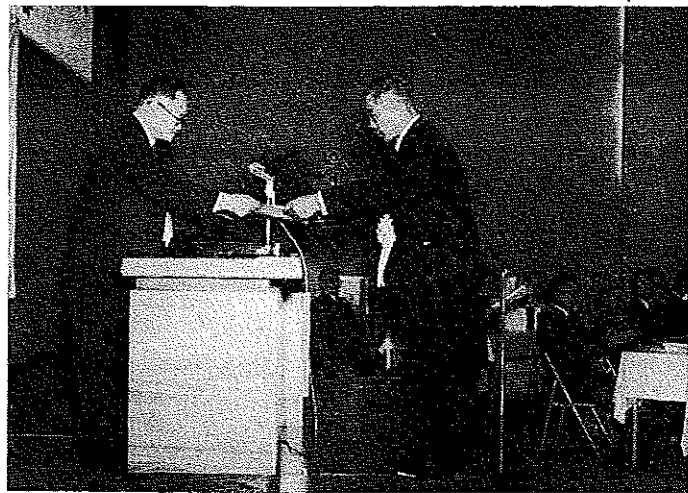
昭和三十九年度支部長会(10月11日ロイヤルホテルに於て)に、記念式典実施の可否について諮つたところ、経費の許す限り実施すべし、と全員実施を希望した。

三、第五回定時総会

記念式典実施決定
第五回定時総会(昭和40年2月25日、小樽市朝里川温泉に於て)に、議案「記念行事実施の件」を提案、

日本行政書士会連合会会長表彰

井上 瑛二 (常任理事)
森平 国武 (常任理事)
成沢 梅次郎 (同)
有馬 範治 (同)
横根 克治 (同)
山路 雅美 (同)
山木 松 (監事)



佐藤 幸之助 (副会長)
川口 隆次 (副会長)
森口 松太郎 (支部長)
喜多 章明 (支部長)

全員異議なく、一切を支部長会に一任となった。

三、昭和四十年支部長会

昭和四十年支部長会(3月20日辰美)に於て、記念式典実施の時期、会場等の予定その他行事について協議し、実行委員会を特設することに決定、委員会の構成についても話し合ったが執行部に一任。

四、第四回常任理事会

実行委員会の構成決定

第四回常任理事会(昭和40年4月24日会事務所)に於て、実行委員会の名称を「行政書士法制定十五周年記念式典実行委員会」とし、委員会は会の役員及び支部長を以て構成することとした。

五、第五回常任理事会

表彰規定を定む

第五回常任理事会(7月16日会事務所)で表彰規定を作成し、早急に実行委員会を開催するためその準備について話し合った。

六、第一回実行委員会

記念大会開催決定

初回実行委員会を8月5日産業会館に於て開催し、記念行事のスケジュール、表彰規定の適用範囲、実行予算等について協議、記念行事として午前中に記念大会、式典は午後とし、被表彰者の選考は執行部に一任

七、部長会

被表彰者選考

8月28日会事務所に於て表彰受賞者一六名の会員及び五支部を選考し、各支部長の内申によつて決定することとした。

八、第二回実行委員会

記念式典の日時会場決定

第二回実行委員会(9月9日労働会館)では記念式典

典その他の日時会場並びに表彰受賞者を決定した。

(一) 10月13日午前10時記念大会(自治会館)

午後2時記念式典(〃)

午後4時記念祝賀会(〃)

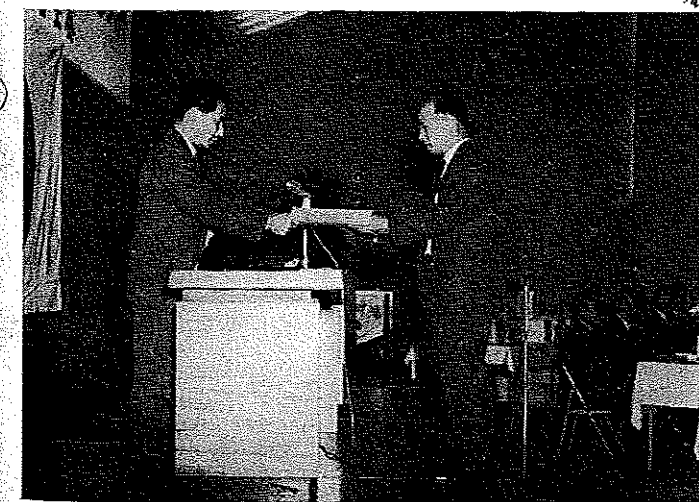
(二) 知事表彰六名、連合会会長表彰一六名、会長表彰一九九名と五支部

輝く表彰受賞者



北海道知事表彰

山利夫 (副会長)



第三回実行委員会

九、第三回実行委員会

第三回実行委員会(9月29日労働会館)に於て記念大会並びに記念式典等の係担当役員を決定し、会場の自治会館五階ホールを一同揃つて見分した。

一〇、行政書士法制定十五周年記念大会、記念式典記念祝賀会を十月十三日午前十一時より開催した。状況は別項の通り。

会長表彰

1、感謝状(68名)

(札幌支部)

大堀 俊雄 山田 寿夫

星 享 克 (長) 山 正平

(外前受賞者10名)

(函館支部)

竹原 健治郎 息才 源七

(空知支部)

後藤 勲 東地 安吉

樋口 優 松藤 文武

猪本 久治 岩崎 求

(外前受賞者2名)

(旭川支部)

中林 茂三郎 松田 森蔵

佐々木 修一 渡辺 駒蔵

林 寛守 平田 喜久丸

(外前受賞者1名)

(留萌支部)

橋本 雄一 小杉 照光

中沢 栄蔵 高梨 晃臣

(宗谷支部)

皇 中輝三

(網走支部)

藤井 清

藤沢 武雄

近藤 峰一

(室蘭支部)

灰原 泰広

岩井 真三郎

(日高支部)

石本 則善

(十勝支部)

佐々木 行雄

日向寺 正幸

横波 弥二郎

富樫 錦吾	新谷 寅次
黒川 澄也	(外前受賞者1名)
釧路支部	
野尻 清	尾越 勝典
(根室支部)	
坂本 福治	上野 耕平
鈴木 清	上野 充
2、表彰状(個人)	
札幌支部(25名)	
新谷 参四郎	宮川 次郎
上野 幸	井本 勝雄
野崎 幸	福田 定恒
鈴木 次男	小坂 清二
高島 正夫	尾角 松一
白坂 武雄	佐藤 喜作
小林 清太郎	水野 茂夫
(外前受賞者11名)	
函館支部(10名)	
羽野 美輔	武田 トヨ子
井村 房次郎	岩尾 よしえ
坂田 仁太郎	高谷 賢一
大村 伊佐吉	井上 久男
岡川 徳一郎	佐藤 善治
小樽支部(11名)	
芳賀 利助	川島 景衛
福井 信一	神保 一郎
石川 昇	武田 信一
熊谷 新兵衛	浜野 重
大野 新一	工藤 賢司
(外前受賞者1名)	
空知支部(28名)	
駒根 三郎	矢野 スエ

中川 長作	後藤 素子
高林 保	鈴木 敦吉
尾関 時男	中野 小四郎
木村 米次郎	岩崎 雄作
吉川 ヤニ	但野 万吉
外塚 英二	杉本 義衛
蘆立 貫一	笹田 幸之助
米沢 孔次郎	平林 幸之助
谷口 正武	
杉井 正章	
(他前受賞者7名)	
旭川支部(20名)	
谷口 浅一	平井 一夫
亀田 只光	佐藤 武正
五十嵐 信夫	小松 仁
谷本 時次	大野 清右衛門
荒田 ムメ	大越 充
斎藤 重次	岡本 重雄
川真田 忠次郎	井筒 清治
北城 音松	南 千利
松山 伊八	
(外前受賞者3名)	
留萌支部(前受賞者1名)	
宗谷支部(1名)	坂巻 次郎
網走支部(12名)	
篠原 源	林谷 寅一
吉沢 金次郎	後藤 久蔵
山根 光治	丸屋 雅美
若井 喜六	山田 昌靖
真貝 四郎	武田 東七
狩野 日出男	佐々木 正
室蘭支部(2名)	
塩川 豊彦	(外前受賞者1名)

日高支部(4名)	
佐藤 キク	磯通 隆三
浦田 佐喜智	
(外前受賞者1名)	
十勝支部(11名)	
金子 坡	高橋 直義
福原 英雄	久我 豊治
村瀬 茂	田口 千代治
大橋 清次郎	猪又 徳三郎
(外前受賞者3名)	
釧路支部(3名)	
樋木 兎喜一郎	藤政 男
守谷 茂	伏見 勇
大沢 清	
根室支部(1名前受賞者)	
3、表彰状(団体)	
十勝支部(支部長 喜多 章明)	
空知支部(支部長 今村 竜太郎)	
札幌支部(支部長 森口 松太郎)	
旭川支部(支部長 荒 慶次郎)	
日高支部(支部長 石本 則善)	
事務職員の異動	
退職 中 林 紀子	
新任 吉崎 光子	
経理事務には経験があり適任者を得ました。どうぞ中林さん同様ごひいきをお願いします。	

誌上講座

戸籍法について

旭川市役所 民生課 沢田 孝

出生

一、出生子の種別
出生子を戸籍法によつて別けると嫡出子と嫡出子でない子になる。

(1) 嫡出子とは妻が婚姻中に懐胎した子婚姻成立の日から二〇〇日後又解消の日から三〇〇日以内に生れた子である。これをわかり易く説明すると次のとおりである。

婚姻—200日	婚姻300日
---------	--------

この間に生まれた子は嫡出子である

この婚姻、離婚は法律婚をさす。即ち実際に結婚生活をして居るとか、同居を止めたとか云うのではなくて婚姻離婚の届出をして受理された日である。

父母の内縁関係中に懐胎して正式婚姻(届出)後二〇〇日以内に生れた子も嫡出子として届出をすれば嫡出子となる。

(2) 嫡出子でない子 父母が婚姻して居ない間に生まれた子を嫡出子でない子と云う。

たとえ父が認知してもその父と母が婚姻して居なければ嫡出でない子と云う。

(3) 女が前婚の解消又は取消の日から六ヵ月(待婚期間という)を経過しない中に再婚した女の産んだ子及び重婚の女の産んだ子の父を前記(1)及び(2)の規定によつて定められないときは、裁判所が定める。

二、子の入る戸籍

30日

200日

70日

(1) 嫡出子は父母の戸籍に入る
(2) 出生前に父母が離婚したときの子(離婚後三〇〇日以内に生まれた子)は、離婚当時の氏を称し、その戸籍に入る。
(3) 婚姻成立前の子でも、父母が婚姻後に嫡出子の出生届を出したときは、その父母の戸籍に入る。
これは、一、出生子の種別の処で述べた嫡出子と嫡出でない子の区別の原則に反して居り、この原則からすれば当然一応嫡出でない子として母の婚姻前の戸籍に入れてから、手続きによつて父母の戸籍に入れるべきであるが、長い間の慣習により実質的には婚姻生活に入つて居ても、直ちに婚姻届出をしないので、子が生まれる様になつて漸く届出をする場合が多いと云うのを考慮しての特別措置である。

(4) 嫡出でない子は母の戸籍に入る。
父が認知しても直ちに父の戸籍には入らない。父の戸籍に入るためには家庭裁判所の氏の変更の許可を得て、入籍の手続きをしなければならぬ。

三、届出

(1) 届出の期間

子の出生した日から一四日以内(出生した日も含む)一四日目が休日ときはその翌日が最終日となる。勿論この期間を経過したものは届出なくともよいとか、届出が出来ないと云うのではなくて、その遅れたことに対して正当な理由がなければ五〇〇円以下の過料に処せられることになる。その理由が正当なものであるかどうか、又過料の額は裁判所が決める。

(2) 添付書類

出生証明書

出生届用紙の下部に刷り込んである。①出産に立ち合つた医師。②助産婦。③その他の者の順序によつてその中の一人が作る。

出生証明書を添付することが出来ないときは、その旨を(十一)その他の事項欄に記載して、出生証明書を添付出来ない理由を書いた申述書、出生当時の近所の人の事実証明、在学証明、住民票等その出生届の証明資料を添付する。

(3) 届出人

出生届の(十二)欄届出人の資格欄の記載の通りであるが、例えば母から届出るときは、その他の事項欄に「父旅行中につき母から届出する」と記載する。

父母婚姻成立前の出生子につき、父母婚姻後に届出るときは父母双方であるが、母が知れているときは父のみからすることが出来る。

(4) 届出地

原則として出生地であるが、学齢に達した後の者の届出は届出人の所在地でも出来る。

(5) 届書の通数

本籍地に届出の場合は一通。非本籍地で届出の場合二通。しかし他の町村に続柄の変更を生ずるもの

があつたり、学齢に達した後のもの、その他法務局の指示を得る必要のあるもの等は前記の外一通又はそれ以上必要である。

(6) 名に使用する文字

当用漢字表の漢字、又は人名用漢字別表の漢字、片かな、平かな(変体がなを除く)

(7) 父母との続柄

同じ父母の嫡出子について、長、二、三男(女)が定められる後妻を迎えた場合には先妻の子と別に長、二、三男(女)と定められる。従つて長男が二人居り長女が二人居たりすることになる。

○ここで届出について説明します。

戸籍の届出に使用する用紙の中で出生、婚姻、離婚、死亡の届出はその様式が戸籍法で定められて居ります。これらの届出には、この用紙を使用しなければなりません。それでこの法定様式の用紙は全国の市町村役場に備えられて居ります。

この法定様式とよく似たものに標準様式がある。これは法務省民事局長の通達によつて示されたもので、日本全国同じ届出には同じ様式のものを使用した方が便利であるので、その様式を示されたものであるが、これは法定様式と違つてこの用紙によらなければならないというのではなく、従来の縦書きの様式でもその要件を具備して居ればよい。

戸籍の届出は、報告の届出と創設的届出の二つに分類することが出来る。この分類は戸籍法上極めて重要な意義をもつて居り、戸籍事務を取扱うのに種々の差があるもので、次にその説明をします。

報告の届出は出生届や死亡届の様に、届出がなされて居なくとも既に事実が発生し、法律の効力を生じて居るものを戸籍の整理のために届出をするものである。民法は人間は出生によつて私権を有し、死亡によつてその権利は消滅すると規定して居ります。出生届

出前であつても人間としての権利を持ち、死亡届出前でも死亡したときに、人間としての権利は消滅して終つて居る。

それ故にこの届出については、届出義務者及び届出期間を設けて届出を強制して居り、万一法定期間内に届出をしなかつたときは過料の制裁規定が設けられて居る。

裁判上の調停成立、審判、判決等を得て居る届出も報告的届出である。離婚、養子縁組等の調停が成立し、又は審判、判決が確定したことによつて、その法律の効力が発生しているからである。

創設的届出とは、その届出によつて、その届出の対象である身分関係の発生、変更、消滅の効力を生ずる届出をいう。この届出は身分関係の変動をきたすものであるから、本人の自由意志であつて、届出義務者や届出期間を設けて届出を強制することはない。認知、縁組、婚姻、協議上の離婚、離婚等はこれに入る。

裁判所の許可を得た未成年者の養子縁組、氏名の変更等も裁判所の許可を得たことによつてその効力が発生するのではなく、届出することによつてその効力が発生するのでこの中に入る。

この届出は届出したときに効力を生ずる。随つて婚姻届を書いて役場に出してもらつて他人に頼んでおいたところが、頼まれた人が役場に提出しない前に、本人が死亡したような場合は、死亡届を提出する前に婚姻届が提出されても、その婚姻は無効である。死亡したことによつて死亡届がなされていなくとも、その人の法律行為をする一切の権利はなくなつて居り、婚姻は届出したときに効力を生ずるからである。

昔から死亡届は日曜、休日、時間外に持つて来るが、婚姻届は、新婚旅行が終つてからゆつくり持つてくる。法律的に考えると死亡届は葬式を出すのに火葬許可証を問にあつたに貫えはよいのであつて、葬式

ている者の氏名が更正される。父母が婚姻していないときは認知によつて直ちに父の戸籍に入ることはできず、家庭裁判所の父の氏を称する許可を得て、入籍届をしなければならぬ。

父が先に認知をして居り、婚姻届をすれば婚姻を先にして認知したのと同じ結果になる。

(3) 胎児の認知

胎児の認知とは、母の胎内にある子を認知することである。これは任意認知と同様創設的届出である。この胎児認知は母の承諾が必要である。この承諾がないものを若し誤つて受理した場合は認知取消の原因になる。

この胎児認知届を市町村長が受理した場合は戸籍がないから記載することができないので、そのまま保管しておいて、出生届が出てきて戸籍ができるとすぐ記載する。それで届出地も母の本籍地に限定されている。

離婚後三〇日以内に生まれた子は、夫の子と推定されて夫の戸籍に入ることになるが、通常子はいつ生まれるかはつきりわからないので離婚した女の胎児認知届も一応受理しておいて、その出生子が離婚後三〇日以内に出生すれば、その胎児認知届はその効を失うことになる。

前号訂正

		誤	正
六頁中段六行	九、戸籍法に	九、戸籍簿につ	
七頁上段	二八頁の次に	しかし受付の日	は日宿直が
(十一)証明につ		受付けた日	である。
いて)の前記下記			
を加える			

の日の午前中で充分間に合う筈である。婚姻届こそは最近のように交通事故のひん発するときに例え時間が迫つていても新婚旅行に出発する前に提出しておくべきではないでしょうか。

認 知

認知とは、或る者が或る子の父又は母であることを承認する単独行為である。従つて戸籍法の定めるところによつて届出をしなければ、例え自分の子であると承認しても、法律上の認知の効力がなく、親子の関係は生じない。

一、認知される者(被認知者)

(1) 父に認知される子は、必ず嫡出でない子である。

(2) 死亡した子は、その者に直系卑属(子)があるときに限り認知できる。

(3) 認知される者が成年に達しているときは、その者の承諾が必要である。(2)の場合直系卑属が成年者であるときはその者の承諾が必要である。

二、認知する者(認知者)

原則として父である。親子関係のうち母子関係は棄児等の場合を除き、通常分娩という生理的現象によつて、認めることができるが、父子関係は生理的現象によつては勿論、現代の科学を以てしても容易に認めることができないので、父母婚姻中でない子、即ち嫡出でない子に対して父性は認知制度によつて与えられる。

親子関係不存在の裁判によつて母欄が消除されたときなどには母が認知することもある。

三、届出地

認知者、被認知者の本籍地又は届出人の所在地

四、遺言による認知

認知は本人自ら届出をしなければならぬことになつて居るので、民法で遺言による認知を認めて居る。

昭和四十年十月二十一日
四ノ地第一三二七号

北海道行政書士会会長

渡 辺 慶 吉 殿

北海道総務部長

行政書士に関する疑義について

昭和四十年八月十九日付四十総第五十一号並びに同五十二号をもつて、お問い合せのあつたこのことについて左記のとおり回答する。

一、行政書士業務の法人企業について
甲説のとおり

二、行政書士が掲示する表札・看板等について
行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第一条の規定による表札を掲示しなければならぬが、その規格については別表の定めがないから、常識を逸脱しないものであれば差し支えないものと解する。又任意の名称又は屋号を用いた表札・看板を掲げることも、別段違法ではないがこれを前述の「規則に定める表示」に替えることは出来ない。

但し、規則第六条第二項に於いて触れるものであつてはならないと解する。

なお、このことについては、行政書士会の設置趣旨に鑑み、貴会においても、良識に従つた表札とさるるよう御指導をお願いしたい。

(2) 認知と氏
認知、嫡出子の身分取得、入籍について、昭和三十五年十二月以来屢々取扱の変更があつたが、現在の取り扱いは父母が婚姻しているときは、認知届のその他欄に、準正子となるものが父母の戸籍に入籍する旨、又婚姻、分籍等により既に筆頭者となつて居る者についても、認知届のその他欄に筆頭者の氏名欄を更正されたい旨の記載をするか、又は別に申出書を提出すれば、直ちに父母の戸籍に入り、又は既に筆頭者となつ

この場合は遺言執行者が、その執事の日から一〇日以内に遺言の謄本を添付して届出る。

五、裁判による認知

父(又は母)が自発的に非嫡出子の認知をする場合、これを任意認知という。

父(又は母)が自発的な認知を行なわないうときは、本人又は直系卑属、若しくは、それらの者の法定代理人から、即ち認知される方の側から、父(又は母)に對して認知するよう請求することが出来る。父又は母が認知しないで死亡したときは、死亡後三年以内に認知の訴えができる。この裁判による認知を強制認知という。

この任意認知は創設的届出であり、裁判認知は裁判の確定によつて法律的に効力が生ずるので報告的届出である。

六、認知の効力

(1) 認知と親権
任意認知はその届出をしたとき、裁判認知はその裁判が確定したときに、その効力が生じ、親子関係がでるものであるが、その父母が婚姻しているときは認知と同時に父母共同親権になるが、その他の場合は、協議でその親権者を父と定めた場合に限り、父が行使するか、そうでない場合は認知しても直ちに親権者は変わらない。

四十総第五十一号
昭和四十年八月十九日

北海道知事 町村金五殿
北海道行政書士会
会長 渡辺慶吉

行政書士業務の法人 企業について(お伺い)

標記の件について、行政書士は行政書士法第二条の規定による個人の資格であり、同法第一条に規定された業務を行なうには、別記申説、乙説の内、甲説が正しいと考えますが、なお疑義がありますので、何分のご教示をお願いいたします。

別記 甲 説

行政書士は、行政書士法第二条の規定に定められた個人の資格であるから、同法第八条による事務所の設置及び同法第一条による業務の受託・圖書の作成・報酬の受領に至るまで一貫して行政書士個人の資格で行なわなければならない。

別記 乙 説

行政書士は、行政書士法第六条の規定により、都道府県の行政書士名簿に登録し、且つ、同法第十九条の規定による行政書士会に入会している会員であれば、その行政書士が、行政書士業務を行なうことを事業目的とする、社団法人及び会社法人等を設立し、その法人が他人の依頼を受け報酬を得て同法第一条に規定する業務を行なうことができる。

論 壇



『品位保持』を具体化せよ！ 一段と人格陶冶の要や切！

喜 多 章 明

行政書士と謂い、あるいは司法書士、土地家屋調査士と称するも、我が郷土道東の地方ではこの三者を同一人が併職せる者が殆んど云つても過言でない。しかしこれらの身分及びその職域を規制する制度、即ち行政書士法、司法書士法、土地家屋調査士法等の制度もこれ亦殆んど同一様様の規律を以て制定されている。是等三者の立法制度を通して窺われることは『品位保持』が強く要求されていることである。

扱てこの品位とは何か？ 吾々会員は日頃この品位の保持と品性陶冶のために如何なる心構えを持つべきかについて、私は去る二十五日釧路市に於いて開催された釧路土地家屋調査士会の定時総会の席上で質問したところ、臨北調連会長は『調査士法の定むる職域を体し、背反の行為なきを期待する法意』

釧路地方方法務局間山局長は『単り調査士法の趣旨目的を遵守するに停まらず他の法令も遵守するは勿論、社会人として高度の人格を涵養し世道人心より尊敬を享くることを期待する法意』と答えられた。要するに紳士になると云うことである。

私は、間山局長の答弁に満腹の納得を喫し、更には又法務事務官としては広い良識の持主であることに深く敬虔(けいけん)の意を感じた。調査士なり司法書士が、他の法令を侵犯し、他の職域を掠奪し、当該人

四十総第五十二号
昭和四十年八月十九日

北海道知事 町村金五殿
北海道行政書士会
会長 渡辺慶吉

行政書士が掲示する 表札・看板等について(お伺い)

標記の件について、現在行政書士として業務を行なっている者の中に、特に依頼者を誘致するが如き名称を用いた、形状及び規模に無制限な表札や看板を掲示し居る者あるやに聞き及びたるため、会員の指導上と、他の類似書士会等との関連もありしますので、別記甲説・乙説の内、甲説が正しいと考えますが、なお疑義があり何分のご教示をお願いいたします。

別記 甲 説

行政書士は行政書士法施行規則第一条に規定する別記様式第一「行政書士(氏名)事務所」に準ずる表札を必ず掲示し、他に紛わしい名称を用いた表札又は看板を掲示してはならない。

別記 乙 説

行政書士は各自任意の名称又は屋号を用いた表札や看板を、形状規模に制限なく掲示して差し支えない。

第二回 実行委員会

昭和四十年九月九日午後一時より北海道労働会館に於て、渡辺、佐藤、藤山、岸川の正副会長、森口委員長、森平、成沢、有馬、今村、後藤、山木の各委員、中林事務員等出席して開会。

1、表彰受賞者選考について
審議の結果次の通り決定

- ① 知事表彰 六名
- ② 連合会長表彰 一六名
- ③ 会長表彰 六八名
- 役員表彰 一三〇名
- 会員表彰 五支部
- 2、祝賀パーティーについて
経費予算について協議した。

第三回 実行委員会

昭和四十年九月二十九日北海道労働会館三階和室に於て、午後一時より、渡辺、佐藤、藤山、岸川の正副会長、森口委員長、森平、成沢、有馬、細井、今村、山木の各委員出席して

- 1、記念式典並びに記念大会の係担当者次の通り決定、
- 総務係 佐藤、藤山、岸川、今村、吉成
- 受付係 井上、有馬、細井、佐々木、山木、長山、中林
- 会場係 藤山、森平、竹原、小杉、橋本、石本
- 進行係 佐藤、今村、藤井
- 賞品係 岸川、藤山、森平、息才
- 接待係 横路、関根、喜多、荒、灰原、坪本
- 記録係 成沢、後藤、高島
- 撮影係 藤山
- パーティー幹事 藤山、森口、岸川、森平、横路、成沢、野尻、榎波
- 2、その他細部について打合わせ後式典会場を見し

たれ観かっている役所のこととビタリと冷然な表情は閉ざされて受理はおろか、職員的面影だに仰ぐも得ない事であろう。

搦て加えて内閣各省行政当頃はアメリカのそれに見倣(みならい)い、「代書屋の看板(行政書士を指す)の毎きは文明国の恥辱なり」と呼号し、用紙を印刷して地方庁に配付し、時には更に進んで代書せしめる。現時行政書士の業務の振るさるる所以も茲に存し、行政書士諸君の共通の悩みも亦以て是に胚胎する。

この秋に際り特に司法書士諸公(専任)に願いたきは一般顧客から自己の縄張りにあらざる行政事件の委託のあつた場合は、よく法律制度を説明し、行政書士の所へ行くよう指導してやつて貰いたいことだ。これは司法書士、調査士制度に所謂『品位』の保持であり、人格修練の実践であることを信じて疑わない。

さる程に委託を受ければ、易々諸々として受託し、口を拭つて知らぬ顔の半兵衛をきめ込んでいる御仁もないではない。司法書士会の副会長ともあろうお偉い御方が――。

これに關し間山釧路地方方法務局長は過般の会議の席上に於て『そのような事例について報告があれば断然措置する』旨言明された。

この種制度の諸立法が『品位保持』を根柢として制定されている法意に徴すれば当然のこととは云いながら満腔の敬意を表したい。

これとは反対に、右の事について、帯広支局長(前任者)に伺いを立てたところ

『俺はそんな所官外のことではできぬ』とばかり一言の下に跳ねつけられた。同じ法務省所官に職を奉ずる公務員が人によつて斯くも行政方針が異なるもの

か。想い見て感慨した無量。

「品位」とは高度の人格者を意味し、「人格者」とは人類同胞共存のために同情博愛の徳行ある仁士を指す。単に自己が分掌せる職域の当該法令に背反せざるの一事を以て、法に所謂品位保持を完行したりとは断じ得ぬ。中でも書士会なり調査士会の役員として支配的地位にある方々（かたがた）は法の期待する「品位保持行為」の具現実践に率先垂範しなければならぬ。然るに私の所属する釧路司法書士会や調査士会の役員諸公の運営方法を概観するに、どうも敬意を表する訳には行かぬ。創立以来既に十五年以上の歳月を経過しているであろうが、毎年一回開催される総会に出席する者は役員を有する御仁のみが十七、八名。これも出席する者は判を押したように確定している。席上では名論卓説をぶち、就中役員に選任には自薦他薦（じせん、たせん）入り乱れて熱を挙げ、「お前はそれをやれ、俺はこれをやる」と云つた調子で、出席した者には必ず何か（役）を与えて土産（みやげ）に持たせて帰すが、欠席したら最後理由（いわれ）なくして役職を剥奪して顧みない、総会が終わつたなら蜘蛛（くも）の子が散るよう仕事は会長に放りつけて恬然として対岸の火事を観るが如く、最高の責任者たる会長は如何？ 会長の手許から三キロも離れた所に会の事務局を置き、ボッソと女性事務員唯一人常勤せしめている。

会長の手許に常勤せしめて臨機指令を下して手足の如く働かしてこそ専従職員としての機能を發揮せられ、会長の運営方針も達成せられるであろう。こんな事を過去多年に亘り平気で見過せる他の役員も役員、会長も会長。だれれ即ち品位に欠ける誠意なき行為として苦言を呈する第一点である。自分の金で雇っている事務員なり役員なりを動かさぬ方がよい。

速に処理消化し得るものは稀と云うべきである。加ふるに科学技術の発達に伴い法律規則は増加し一般国民は法律規則の波状攻撃を受けているといった社会現象である。日本人ほど法律の好きな国民は珍らしいと云われておる。昔、中国の要人が視察にきたとき車窓より山陽の山野を眺めて曰く「耕鋤山獄に及びその国土の貧弱なることを知るべし」又法律の余りに多いことに驚き「法匪集國の國で法律で縛られなければ生活できない国民である」と侮蔑し看破したことを史実が示している。

正に日本は国会のたびごとに百件以上に及ぶ法律が生まれ、すでに施行されておる法律だけでも巷千六百件もあると云うから西欧先進国の三倍以上の法治国である。さもなくば、社会秩序の維持ができないとせば実に情けない国と云わねばならない。これだけ沢山の法律に埋まっただけで生活しておる日本人は、然らば違法精神は旺盛かと云うと決して自慢できるものではない。中国要人の看破はみごとの中と申すべく、日本人

支部だより

第三回 業務研修会を終えて

空知支部長 今村 竜太郎

当支部主催の第三回業務研修会は七月十一日（日曜）午前九時から岩見沢市民会館大広間で実施しましたが、この日は生憎と雨降りであつていざいざでしたが、それでも十一時頃までには出席申出者の殆んどが揃つて非常に会をよくなりました。今それを振りかえつて眺めて見たいと存じます。

四月十一日美瑛市後藤先生宅で開いた諮問役員会では、時期を七月十一日、場所は毎年同じ処よりは変

会長以下副会長、理事何々部長等、役員の数に多い。然しながら唯単に空名を懸し名刺上の役員であるならば概ねこれを廃止し、副会長、理事、部長等は各一名宛、会長の手許から選任し、地方には支部長だけに停め、少数精鋭主義を執り機動的に運営して欲しい。無用の役員を並べて経営の増進を促進することは以ての外。

会費を千円に、入会金を二万円に値上げすることを目論んでいるそうだが、これは穩かならぬ事柄である。書士会の会費は国税徴収法と云えどもこれに及ぶまい。国税は滞納しても職を奪うことはないが会費は六カ月以上滞納したら看板を外し職を奪われる。見方によつては書士の虐殺法とも云える。それだけにこれが値上げについては慎重に扱わなければならぬ。私は十勝支部管内五十余名の行政書士、司法書士、調査士諸氏の営業所を悉く観察したが、その業績の格差は全く驚く外はない。十数名の従業員を置き、自動車も飛ばす企業家もある反面、七十五才の老令で自転車一台も持たず、一本の電話も備えずヨコタと筆を運ぶ仁もあつた。同行した十勝支庁の係員も「何んとも……お気の毒で……」と云つて用件を告げずして引揚げた。釧路書士会の役員諸公は斯うした会員の存在することを存じか？ 其の身順風に帆を揚げ、富貴に位置するからと云つて、他の会員も同様に律してならない。会費はあれもこれも一括して割勘である。この制度に

期待される行政書士

常任理事 成 沢 梅次郎

会員各位の絶大なる協力と団結の結果北海道行政書士会は益々発展の一途を辿り去る十月法制定十五周年の祝賀を盛況に挙行されましたことは洵に感激に堪えません。会員各位は毎日数多の業務を遂行し、道内各

として大いに反省の要ありと思ふ。翻つて、われら行政書士の業務はこれら沢山の法律に基づく権利義務に関する手続、書類の作成が主たる業務であり、次々施行される法律を完全に消化するためには一生の間行政書士の卒業はあり得ないとも考えられる。

会員各位は万端選手にならなくとも、それぞれの専門分野に応じ精進研さんしに努め、委託者の期待に応える様努力してこそ業務の安泰を期する所以ではあるまいか。期待される行政書士は、あらゆる業務に従事する人の如何を問はず、人格を陶冶し、期待される人間像の完成にあるとは我らの信条であり、理想である。看板を掲げて業務を続けている我ら個人は勿論のこと、本会としても又支部としても重要度の高い一般的なもののより研修を始め、その手続及び運営に関して互いに切磋琢磨して期待される行政書士たるよう企願している。各位の健闘を期待してやみません。賢明なる各位のご批判を乞ふ。

も無理がある。平均額は最低線に停め、強いて増徴の必要がある場合は税務署の所得決定額に応じて賦課する等美処するよう配慮が望ましい。会員に対する側隠の情を欲し、品位保持のために呈すを苦言の第二点である。

制度上書士会は単位会になつてゐるが、実態的には日司連の支部に過ぎない。業務執行上の通達悉く本部の日支連で印刷して地方会に流す。地方会はこれを取次ぎ各会員に郵送する。地方会が独自で計画実施するものは皆無とは云われないまでも極めて少い。従つて経費の需用は、通信費と本部（日司連）に対する納金と人件費等が根幹とされ、他は絶対的に必要性を持つものでもなからう。潤沢に越したことはないが、経費の運用を巧くやれば充分やれるものと思われる。然るに経費が足らん足らん云うのはどうしたのか。是れ即ち役員諸公の誠意と品位保持のために呈する苦言の第三点である。

本紙は行政書士会の機関紙であるが、これを読まれる人は単に行政書士のみならず、司法書士、調査士の八、九分迄は読まれることであり、「品位保持」の事柄は是又単り行政書士のみ問題でなく、三者一体社会人として共通の事柄であるので、以上感慨の一端を披瀝した次第である。（筆者は十勝支部長）

ら精進されて居られることを心から御喜び申し上げます。御承知の如くわれらの職域は余りにも広範で万般の業務を遂行し、二十一年の歴史を歩み、益々発展の一途を辿り去る十月法制定十五周年の祝賀を盛況に挙行されましたことは洵に感激に堪えません。会員各位は毎日数多の業務を遂行し、道内各

は支部長一任と察議一決にこゝに実務が確定いたしました。

まず、会場第一候補地の朱鞠内湖畔青空に焦点をおき交通を調べましたが、鉄路によることは非常に不便なので貸切バスを鉄道に交渉したが研修時間を四時間とするには二日の日程を要しその費用はバス料金四万円（従業員宿泊料は別）とのことで経費の面で高嶺の花。朱鞠内湖見学の好チャンスはお流れ、岩見沢市と決定して諸般の手管も順調に進みいよいよその当日を迎えました折あしく朝からの雨で出足をにぶらせましたが、道本部から渡辺会長、藤山副会長の両先生の御臨席を願つて定時に開催いたしました。

第一講 外国人の帰化手続及び質疑応答

講師 法務局岩見沢支局長 田中康司先生

第二講 風俗営業その他及び質疑応答

講師 岩見沢警察署警部刑事課長

軽食及び記念写真撮影

係長 小林先生

第三講 農地法諸申請手続及び質疑応答

講師 室蘭支庁農地 係長 中井先生

第四講 農地法と建築基準法及び質疑応答

講師 空知支庁建築 係長 高間先生

受講者代表長沼町中野敦雄先生の謝辞を終え一時的懇親会に移り、大いに親睦を篤うし午後五時解散しました。

受講時間は一課目平均一時間半で短い時間ではありましたが堂々たる講師陣で多数の受講者を得て非常に有意義だったと自惚れている次第であります。御担当下さいました講師先生には尊い休養日を吾々のために御出講いただき会員と共に厚くお礼を申し上げます。どの様な催し事にも出席することは図らざる障害

会員異動

がとび出てなかなか容易なわざではなく、大いなる勇氣と決心がなければ実行至難なのが通例で、それなるが故に御受講なさった方も「何か一つ身につけて」と全身を耳にしての御熱心振りでほんとうに敬服いたしました。いよいよ自信を深められこれからの業務には一段と冴えの出ることでありましょう。

実施の日はタツタ一日でアツけないことのようにですが会場を予約したのが四月十八日、それから各署長へ講師派遣の依頼状、講師との面接及び打合せ、テキスト材料の蒐集編集印刷、各会員への通知、会員から寄せられた質疑事項の整理と担当講師へ廻付、当日の

給食予約等、結構仕事はあるもので病の身を押しして猪本先生も一生懸命(業務部長欠員)ようやく漕ぎつけられました。これに要した費用実に四六七八円、出席会員一名当り一六七〇円これをすべて支部負担(交通費本人負担)で処理いたしました。

この様な研修会は年と共に回を重ねて日毎に転移しつつある世情に副う知識の向上啓発に資する方針であります。どうぞ会員各位には一層の御研鑽に励しまれ大衆から大いに尊重される有能な業者としてご精励あらんことを念じ御筆いたします。

◆新入会者

支部名	氏名	住 所	入会年月
札幌支部	猪口 伊久馬	札幌市北14西15	10月入
"	福井 勝一郎	" 北36東1	"
函館支部	樋口 省	長万部町字静狩	9月入
"	沢田 春治	大野町字本郷	10月入
"	須藤 勝美	函館市川原町	"
小樽支部	渡辺 順要	小樽市錦町	9月入
空知支部	竹内 茂一	深川市字達来町	10月入
旭川支部	河内 俊雄	旭川市5の1	9月入

旭川支部	加藤 詠治	神楽町南1の5	9月入
"	横田 輝義	旭川市川端町	"
"	野村 美一	神楽町南1の3	"
"	小林 金太郎	旭川市川端町	10月入
網走支部	相馬 広	津別町幸町	"
"	岩田 信義	北見市幸町	"
"	伊藤 庄寿	斜里町本町	"
室蘭支部	松岡 正	室蘭市海岸町	10月入
日高支部	金田 誠	新冠町字新冠	9月入
十勝支部	山田 精一	上士幌町東3	"
"	三浦 純一	帯広市西4北1	"
"	佐々木 貞助	" 東2南20	10月入
"	宮沢 左一	芽室町東4の2	"
"	今井 赴夫	帯広市西3南10	"
根室支部	富樫 正神	根室市字光和町	9月入
"	田中 隆義	" 字桂木	"

会務報告

日 誌

- 9月1日 内容証明催告書一三通発
札幌五、函館二、小樽三、空知一、網走一
室蘭一
- 2日 記念式典会場決定
北海道自治会館(十月十三日午前十時より)
会費督促状七通発
- 3日 入会・山田精一(十勝)
第二回実行委員会開催通知
- 4日 会報第三号の原稿完了、編輯着手
入会・河内俊雄(旭川)
再入会者について空知支部長宛回答
滞納会費徴集方について
- 7日 入会・三浦純一(十勝)
喜多支部長来所されて手続
- 9日 実行委員会(第二回)
道労農会館にて渡辺会長以下二名出席し
午後一時より開催して、表彰者選考、祝賀
パティイを催すこと等について協議
- 13日 入会・樋口 省(函館)
農地法申請諸用紙の再印刷
註文の用紙が着荷したので、希望の会員へ
順次発送。なお、前回発送の分のうち三条
乙は改正部分が多いので新用紙を追送す
入会・加藤詠治(旭川)
知事表彰申請
- 14日 第二回実行委員会の決議に基づき、知事表
彰の該当者の推薦書を交付申請
- 9月16日 入会・渡辺順要(小樽) 横田輝義(旭川)
記念式典並びに大会開催案内決
道知事及び連合会長宛(次第書添付)
- 20日 入会・野村義一(旭川) 富樫正神(根室)
田中隆義(根室)
記念行事挙行について道庁へ出頭
渡辺、藤山正副会長、表彰その他について
ご諒解を得るため
- 21日 記念式典案内状(全来賓)
入会・金田誠(日高)
- 22日 第三回実行委員会開催通知
会報第三号全会員へ発送
同時に記念式典並びに大会開催通知、会場
見取図、表彰受賞者への案内状を送る
実行委員会(第三回)
- 29日 午後一時より労働会館三階和室に、会長以
下二名出席、記念行事の係担当者を決定
し、会場を下見して解散
- 30日 会場揭示物の準備
六八工業社員の来所を求め、玄関立札、式
場会場大額、式並びに大会次第書、来賓席
札等を依頼
- 10月1日 入会・竹内茂一(空知) 相馬広(網走)
会場整備について
- 7日 大会、式典、パティイ等の予定時間、演壇
や机の配列、揭示物その他について、自治
会館側と打合わせを了す
記念品その他の用品準備について
額縁の製作、賞状包紙及びパティイ券の
印刷、会員及び来賓の徽章リボンその他の
註文を了す
- 9日 記念式典の事前事後の報道について

◇退会

◇休業

◇旭川支部

◇事務所変更

札幌支部 酒井 勇三 (新)札幌市北11東1
旭川支部 松村 友吉 (新)旭川市川端町4の8
函館支部 飯田 富雄 (新)七飯町字本町424
網走支部 松田 友弥 (新)千歳市栄町4の11

掲示板

◇行政書士の登録

石狩支庁 40年23号の曾根 義 札幌市川沿町
" 24号 猪村 光義 " 月寒2の7
" 25号 滝下 清重 江別市元野幌
" 26号 松永 正敏 札幌市平岸6の4
" 27号 湯泉 清 " 北1西28
" 28号 安田 一巳 " 南8西3
" 29号 牧野 康尾 " 定山溪
" 30号 松浦 盛次 石狩市親船町
" 31号 霜村 久治 札幌市琴似町八軒
" 32号 浅田 正明 " 真駒内
" 33号 山本 正一 " 南1東3
" 34号 中野 豊治 " 北25西5
" 35号 畑 喜男 " 白石本通
" 36号 丹野喜三郎 " 南4西12
渡島支部 40年3号 沢野クニエ 函館市青柳町
空知支部 4号 斎藤 栄吉 岩見沢市美園町
上川支部 " 5号 野村 美一 神楽町字西神楽
網走支部 40年1号 大野 隆信 " 字神楽町
胆振支部 3号 白鳥 忠男 北見市番場町
日高支部 4号 青木 貞雄 伊達町字元町
" 3号 金田 誠 室蘭市日の出町
十勝支部 9号 山田 精一 新冠町字新冠
" 上士幌町字上士幌

◇行政書士の登録のまつ消

40年9月1日抹消 佐藤吉次郎 岩内町字高台
" 新井 昭雄 旭川市南1東1
" 新井 昭雄 旭川市南1東1

道新社会部、タイムス取材部に依頼

日行連清九会長の来道について

上京中の藤山副会長よりの連絡により、清九会長の宿を予約す

来賓の出席を確認

10月11日

入会・佐々木貞助、宮沢左一、今井赴夫
喜多十勝支部長が来所、入会の手続をされ

た

清九日行連会長来札

本会役員(渡辺、藤山、佐藤、横路)パス

ターミナルに迎える

13日

行政書士法制定十五周年記念行事
北海道自治会館五階広間に於て、金道より

多数の会員参加し、午前は記念大会、午後は記念式典を挙行政した

大会は、午前十一時より道地方課小野主

事、日行連清九会長の臨席を得て、宣言朗

読の後、行政書士並びに行政書士関係の

諸問題について質疑討議に熱意を傾け、決

議文を採択して終る。

式典は、午後二時半より厳かに進められ、

多数の表彰受賞者に対し全員拍手を以て祝

福し、来賓祝辞を頂戴した後、知事代理殿

の音頭で万才を三唱し、午後五時過ぎ盛会

裡に幕を閉じた。

式後記念祝賀パーティーに移る

記念行事の事後処理に着手

10月14日

入会・猪口伊久馬(札幌) 岩田信義(網走)

伊藤庄寿(網走)

入会・沢田春治(函館)

行政書士制度PRのため手稲町役場訪問

渡辺、藤山正副会長、賛助町長(道村町長

会会長)及び農林委員会会長に面会し、法制

定十五周年記念品を贈呈し、違反防止その

他について懇談協力を要請す

添付書類の交付申請について疑義照会

農地方による許可申請書に添付を要する不

動産登記簿謄抄本の交付申請を行政書士が

行なうことの可否について札幌法務局長宛

照会す

21日

休業・白川茂喜(旭川)

小樽支部研修会 渡辺、藤山正副会長出席

行政書士の法人企業、掲示表札等について

の疑義について

右について道総務部長よりの回答受理

入会・須藤勝己(函館) 松岡正(室蘭)

行政書士制度について懇談

渡辺、藤山正副会長は道宅地課、石狩支庁

総務課、札幌市農業委員会を訪問し、行政

書士制度について懇談し協力を要請した。

入会・小林金太郎(旭川) 福井勝一郎(札幌)

実行委員会開催通知

大会宣言文並びに決議文の写しを送

道庁並びに連合会宛右写しを発送し、特に

連合会には行政管理委員会に対する善処方

を要望。

発行所

札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL ☎ 3881
振替口座 小樽9224

印刷所

株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話☎ 7151-3番